

海老名市（仮称）えびな健康・医療コンシェルジュセンター運営業務
委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

海老名市（以下「市」という。）では、「えびな未来創造プラン2020」を策定し、健康・福祉分野に掲げる『健やかに暮らせるまち』の実現に向けて、海老名市民（以下「市民」という。）の健康づくり活動の更なる推進を進めていることから、健康増進事業における健康づくり活動の企画、運営等を民間事業者へ委託し、民間事業者の技術、創意工夫等を活用した効率的かつ効果的な市民サービスの提供を図るため、公募型プロポーザルを実施する。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

海老名市（仮称）えびな健康・医療コンシェルジュセンター運営業務委託

(2) プロポーザル方式

公募型プロポーザル方式

(3) 担当部署

保健福祉部健康推進課

3 業務の内容等

(1) 業務の内容

別添「海老名市（仮称）えびな健康・医療コンシェルジュセンター運営業務委託仕様書」のとおりとする。

(2) 業務履行場所

海老名市めぐみ町3番1号 VINA GARDENS PERCH 6階 601-3区画ほか

(3) 業務履行期間

令和4年8月1日から令和7年3月31日まで（2年8か月間）

※令和4年度以降の予算に基づき執行する予定である。令和5年度以降の予算が議決されないときは、契約期間が変わる可能性がある。

(4) 提案限度額（消費税相当額を含む。）

提案限度額は次の額（消費税相当額を含む。）となるが、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模の想定金額である。

令和4年度	16,141,000円（税込み）	8か月
令和5年度	19,804,000円（税込み）	12か月
令和6年度	19,804,000円（税込み）	12か月
合計	55,749,000円（税込み）	2年8か月

4 選考方法等

(1) 選考方法

本プロポーザルでは、本プロポーザルの事業者選考に応募する団体・法人（以下「提案者」という。）の提案について、海老名市（仮称）えびな健康・医療コンシェルジュセンター運營業務委託に係る公募型プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考委員（以下「選考委員」という。）が審査し、選考委員会が最優秀提案者の選考を行う。

審査は、審査書類に関する必要な事項の確認並びにプレゼンテーション及びヒアリングを行う。詳細については、後述する。

(2) 審査結果の通知等

審査結果は、審査の参加者に通知するとともに、市ホームページで公表する。なお、審査内容に関する問合せは受け付けない。

(3) 情報公開

プロポーザルの結果について海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号。以下「情報公開条例」という。）に基づく公開請求があった場合は、同条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き、公開する。なお、公開の可否は、市が判断し、判断の基準については、別紙「プロポーザルの実施に係る事業者選考の情報公開基準について」のとおりとする。

5 最優秀提案者特定までのスケジュール

番号	項目	日付
1	プロポーザル公表、参加意向申出受付開始、質疑受付開始	令和4年5月11日（水）
2	質疑締切り	令和4年5月18日（水）
3	参加意向申出締切り	令和4年5月25日（水）
4	参加資格確認結果通知、審査書類提出要請	令和4年5月30日（月）
5	審査書類提出締切り	令和4年6月6日（月）
6	審査（書類・プレゼンテーション・質疑応答） ※事前に選考委員から質問を送付する場合がある。 その場合は、令和4年6月13日（月）までに送付する。なお、審査における質疑応答では、事前に送付した質問以外の質問も行う。	令和4年6月21日（火）
7	審査結果（最優秀提案者）通知	令和4年6月23日（木）
8	契約締結予定	令和4年7月1日（金）

6 参加資格

このプロポーザルに参加し、最優秀提案者となることができる者は、本プロポーザル公表日現在において、次に掲げる要件を全て備えている者とする。ただし、この公表から最優秀提案者決定までの期間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、プロポーザルに参加し、最優秀提案者になることができない。

- (1) 海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成21年4月1日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条第2号から第5号までのいずれにも該当しないこと。
- (6) その他法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。
- (7) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）の認証を取得していること。
- (8) 平成26年度から令和4年度までの間に、地方自治体を相手方として、契約を履行（履行中である場合には、履行開始後6か月以上経過している。）した実績を有すること。

7 配布書類

(1) 入手方法

市ホームページからダウンロード

(2) 配布書類一覧

番号	配布書類
1	海老名市（仮称）えびな健康・医療コンシェルジュセンター運營業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項
2	別紙 プロポーザルの実施に係る事業者選考の情報公開基準について
3	様式1 海老名市プロポーザル方式参加意向申出書及び付属書類（以下「参加意向申出書」という。）
4	様式2 海老名市（仮称）えびな健康・医療コンシェルジュセンター運營業務委託に係る調査書（以下「調査書」という。）
5	様式3 質疑書
6	様式4 海老名市プロポーザル方式提案書等提出について

7	様式5 見積書
8	様式5-2 (参考様式) 見積書付属書類
9	様式6 非公開としたい情報届出書
10	様式7 海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書 (以下「参加辞退申出書」という。)
11	海老名市 (仮称) えびな健康・医療コンシェルジュセンター運營業務委託に係る公募型プロポーザル要求仕様書
12	海老名市 (仮称) えびな健康・医療コンシェルジュセンター運營業務委託仕様書 (全体共通事項)
13	海老名市 (仮称) えびな健康・医療コンシェルジュセンター運營業務委託仕様書 (健康増進事業の企画、運営等)
14	海老名市 (仮称) えびな健康・医療コンシェルジュセンター運營業務委託仕様書 (未病センターの運営)
15	海老名市 (仮称) えびな健康・医療コンシェルジュセンター運營業務委託仕様書 (各種検 (健) 診等の受付業務等)
16	海老名市 (仮称) えびな健康・医療コンシェルジュセンター運營業務委託仕様書 (新型コロナウイルスワクチンに係る業務)
17	海老名市 (仮称) えびな健康・医療コンシェルジュセンター運營業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準 (以下「提案評価基準」という。)

備考 海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱 (平成20年4月1日制定) ほか、海老名市契約関連規程は契約検査課の入札・契約ホームページを必ず確認すること。

- (3) 本要項のほか、本プロポーザル関係書類に変更等が生じた場合は、質疑の回答欄に掲載する。

8 質疑方法等

プロポーザルに関する質疑は、次のとおり受け付ける。

提出方法	様式3「質疑書」によりメールにて提出すること。なお、メール以外の手段による質疑は受け付けない。
回数	提案者ごとに1回までとする。ただし、回答内容に対し再質疑を要する場合は、相談すること。
提出先メールアドレス	kenkou@city.ebina.kanagawa.jp ※メールの件名は「【プロポーザル質問 社名 (事業者名)】」で送付すること。
提出期限	令和4年5月18日 (水) 午後5時15分受信分まで

備考 全ての質疑と回答は、市ホームページに掲載する。質疑は受付後2開庁日以内、回答は質疑掲載後3開庁日以内を目安に掲載する (開庁日は、土曜日開庁日を除く。)。なお、回答については、審査書類提出期限の前日まで更新する場合がある。

9 参加意向申出

プロポーザルの参加を希望する場合は、次のとおり申し出ていること。

提出書類	①様式1「参加意向申出書」 ②様式2「調査書」 ※任意様式でも可。事業者等の経歴、役員構成、氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの ※①及び②の書類をまとめたものは、1部提出すること。
提出期限	令和4年5月25日（水） 午後5時15分までに必着（郵送の場合も含む。）
提出先	〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1 海老名市保健福祉部健康推進課
提出方法	郵送又は持参 【郵送の場合】 特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。 【持参の場合】 提出期限日までの市役所開庁日（土曜日開庁日を除く。）において、午前8時30分から午後5時15分までの間のみ受付

備考 参加意向の申出を受け付け、市において参加資格の確認を行う。なお、確認結果については、文書で通知する。また、参加資格を有していることが確認できた者に対して、審査書類の提出を要請する。

10 審査

(1) 審査の対象者

市が審査書類の提出要請を行った者を審査の対象とする。

(2) 審査書類の提出

審査書類及び提出期限については、次のとおりとする。

審査書類	次の書類を11部（正本1部、副本10部）提出すること（①、④については、正本のみ添付）。 ①様式4「海老名市プロポーザル方式提案書等提出について」 ②企画提案書 ※企画提案書で求めるテーマは、「海老名市（仮称）えびな健康・医療コンシェルジュセンター運營業務委託に係る公募型プロポーザル要求仕様書」のとおりとする。 ※企画提案書は、表紙、別添資料等（カタログ等）を除き、60ページ以内の構成とすること。 ※副本については、提案者名（会社名）を表示しないこと。 ③様式5「見積書」及び付属書類 ④様式6「非公開としたい情報届出書」
提出期限	令和4年6月6日（月） 午後5時15分まで必着（郵送の場合も含む。） ※提出先及び提出方法は、参加意向申出と同様

(3) 審査方法

審査では、提案評価基準に定める別記「評価基準表」の評価項目を実施する。
各選考委員の採点により、選考委員ごとに順位をつけ、その順位に応じて順位点を配点し、順位点の合計に基づいて順位を決定し、順位点の合計が最も高い者を最優秀提案者とする。

審査方法等については、次のとおりとする。

審査実施予定日	令和4年6月21日（火）
審査内容	①本業務委託に関するプレゼンテーション ②提案者に対するヒアリング
出席人数	4人以内
審査時間	プレゼンテーション：40分以内 ヒアリング：20分程度（プレゼンテーション終了後に実施）
評価基準	提案評価基準により審査を実施
順位点	1位…5点、2位…3点、3位…1点、4位以降…0点 ※選考委員全員の採点の合計点が満点の50%未満である場合又は選考委員の採点中に「D」がある場合は「選外」として取り扱う。
審査結果の通知	審査結果は、対象者全員に個別に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載
機器等	プレゼンテーションに必要な機器は持参すること。なお、次の機器は、市で用意したものを使用することができる。 ①プロジェクター（HDMI端子）②VGA端子ケーブル（10m） ③HDMIケーブル（5m）④ドラムリール（20m） ⑤スクリーン（1.2m×1.6m）⑥レーザーポインター（緑）
その他	①提案者が事前に提出した企画提案書に基づいて実施 ②提案者の企業概要に関する項目のプレゼンテーションは不要 ③質疑応答は、審査会場の出席者が対応すること。

備考 順位点の合計が同じであった場合は、次のとおり上位者を決定する。

- ①評価項目中の「業務実施体制」の合計点が高い者
- ②前記①の合計点と同じであった場合は、評価項目中の「追加提案・独自提案」の合計点が高い者
- ③前記②の合計点と同じであった場合、評価項目中の「受託者の適正」の合計点が高い者

11 審査書類作成上の留意点

- (1) 審査書類の言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。
- (2) 審査における企画提案書及び説明に当たっては、提案者が作成する図又はイラストを用いることができるものとし、彩色も可とする。また、企画提案書は、表紙及び別添資料等（カタログ等）を除き、60ページ以内の構成とすること。
なお、複数の応募又は複数の企画提案書を提出することはできない。
- (3) 審査書類は、原則としてA4縦型の用紙（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：10.5ポイント以上）を用いること。ただし、図又はイラストについては、必要に応じてA3横型の使用も可とする。
- (4) 両面複写は可とするが単一の書類に限ることとし、異なる様式等の両面複写は行わない。

- (5) 正本と副本の内容は、字体・色等を含めて全て同一にし、正本と副本とが識別できるように提出すること。なお、副本については、提案者名（会社名）を表示しないこと。
- (6) 審査書類提出後における審査書類の記載内容の変更は、原則として認めない。

12 最優秀提案者の取扱い

- (1) 審査により順位第1位となった提案者を最優秀提案者とし、委託契約締結に向けた交渉を行う。ただし、市が最優秀提案者との協議が不調となったと判断したときは、最優秀提案者との交渉を終了し、順位第2位の提案者と交渉する。
- (2) 契約については、本プロポーザル結果に基づく随意契約とする。
- (3) 契約及び手続については、法令の規定のほか、海老名市契約規則（平成15年規則第20号）及び委託業務契約約款によるものとする。

13 失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) この要項に定める手続以外の手法により、選考委員又は担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (2) 様式1「参加意向申出書」の提出後から契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (5) 本要項に違反した場合
- (6) 公正を欠いた行為があったと認められる場合
- (7) 審査書類提出後のプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (8) 見積書の見積金額が提案上限金額に示した価格を超過している場合
- (9) 審査を行い、選考委員全員の採点の合計点が満点の50%未満である場合又は選考委員の採点中に「D」がある場合

14 その他

- (1) 次の費用については、受託者の負担とする。
 - ア 本プロポーザルに関する費用
 - イ 契約締結に必要な費用（収入印紙等。ただし、本市は非課税につき貼付不要）
 - ウ 契約締結日から履行開始日までの間における準備等に要する費用
- (2) 提出書類の返却は行わない。なお、市は、提出書類を保存し、及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (3) 提出書類は、審査等において必要な場合は複写する。
- (4) 提出書類は、情報公開条例第7条の規定により公開する場合がある。なお、非公開としたい情報がある場合は、様式6「非公開としたい情報届出書」を提出すること。ただし、当該届出書の提出があった場合においても、同条に規定する非公開情報に該当しない場合は公開する。

- (5) 様式1「参加意向申出書」提出後に辞退する場合は、様式7「参加辞退申出書」を提出すること。
- (6) 最優秀提案者が正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、最優秀提案者の決定を取り消す場合がある。
- (7) 契約締結までに、最優秀提案者が業務の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務の受託者としてふさわしくないと認められるときは、最優秀提案者の決定を取消し、契約を締結しないことがある。
- (8) 本プロポーザルは、業務委託の実施における最優秀提案者の選考を目的に実施するものであり、契約の締結を確約するものではない。また、令和5年度以降の予算が議決され、契約を締結する場合においても、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) 本事業の予算が議決されない場合又は最優秀提案者との契約交渉が不調となった場合等契約の締結ができなかった場合においても、提案者は、市及び市議会に対し損害の賠償を請求することはできない。
- (10) 本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルの手続において知り得た市に関する情報を他に漏らしてはならない。
- (11) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱及び海老名市契約規則のほか、契約関連規程に準じる。
- (12) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選考委員会が定める。